平成２９年（フ）第２２５号
山形市小立４丁目１番15号、申立時住所山形市富の中３丁目４番１号　レピュートハイム205号
債務者　佐藤　千春
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで　山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２８号
山形市北山形２丁目３番63号
債務者　伊藤　宏幸
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２号
山形県村山市大字土生田233番地内第１号
債務者　佐藤　時子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３号
山形県天童市東長岡４丁目２番57―７号　第１コーポイシヤマ
債務者　石垣　秀勝
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第４号
山形県天童市東長岡４丁目２番57―７号　第１コーポイシヤマ
債務者　石垣　文恵
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５号
山形県西村山郡大江町大字藤田264番地の３県営左沢アパート　106号
債務者　佐藤　房江
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０号
福岡県行橋市門樋町９番45―303号
債務者　相原さやか
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２９年（フ）第４８７号
愛知県西尾市住崎１丁目62番地　ジュネスＡ棟101号室
債務者　鶴ヶ谷　光
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
愛知県豊田市西町１丁目80番地　西町ドリームマンション206号
債務者　恒吉　憲次
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
埼玉県鴻巣市雷電１丁目４番35―301号　第１ピアコート
債務者　細沼　幸司
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
埼玉県秩父市黒谷1315番地
債務者　清野伸治郎
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
新潟県南魚沼郡湯沢町大字土樽150番地４―1002号
債務者　竹内　和弘
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１５４号
新潟県小千谷市大字桜町1237番地２　レオパレスＫＡＷＡＳＡＫＩ105号
債務者　柳田　長子
1　決定年月日時　平成30年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第２４４８号
札幌市北区北28条西４丁目２番８―101号
債務者　進藤　春美
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３２号
札幌市豊平区美園５条３丁目３番９号
債務者　松岡　泰弘
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６５号
札幌市北区麻生町６丁目９番18―401号
債務者　北出智慧子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７９号
札幌市豊平区旭町３丁目１番12―201号
債務者　森田　彌生
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部